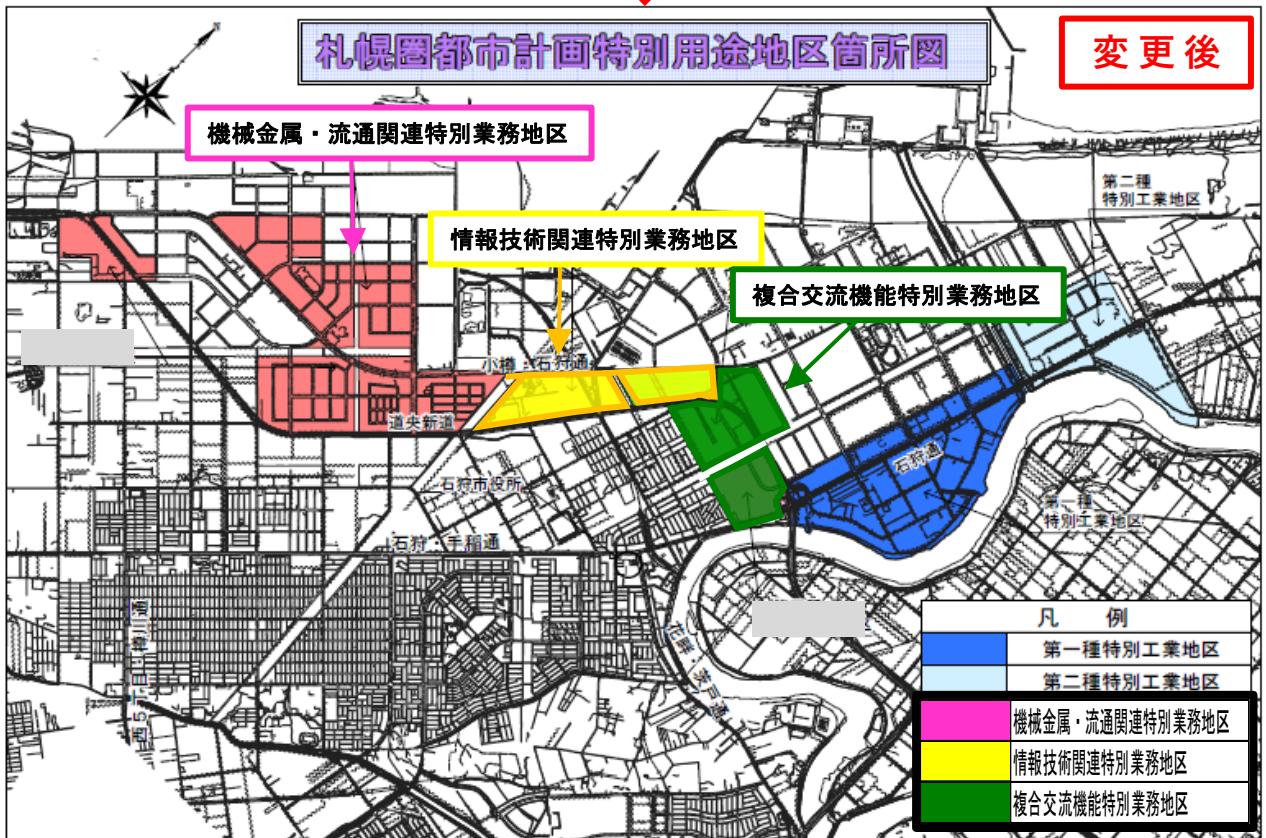
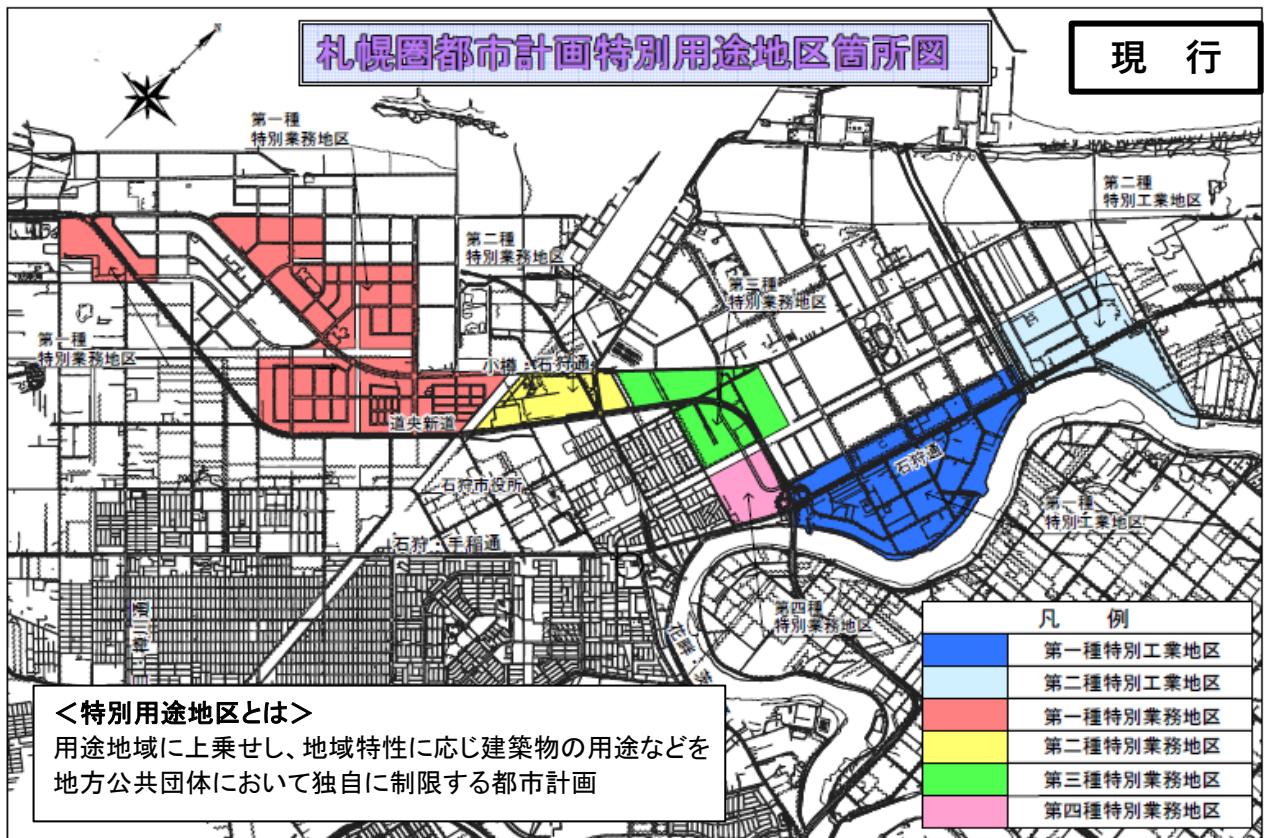
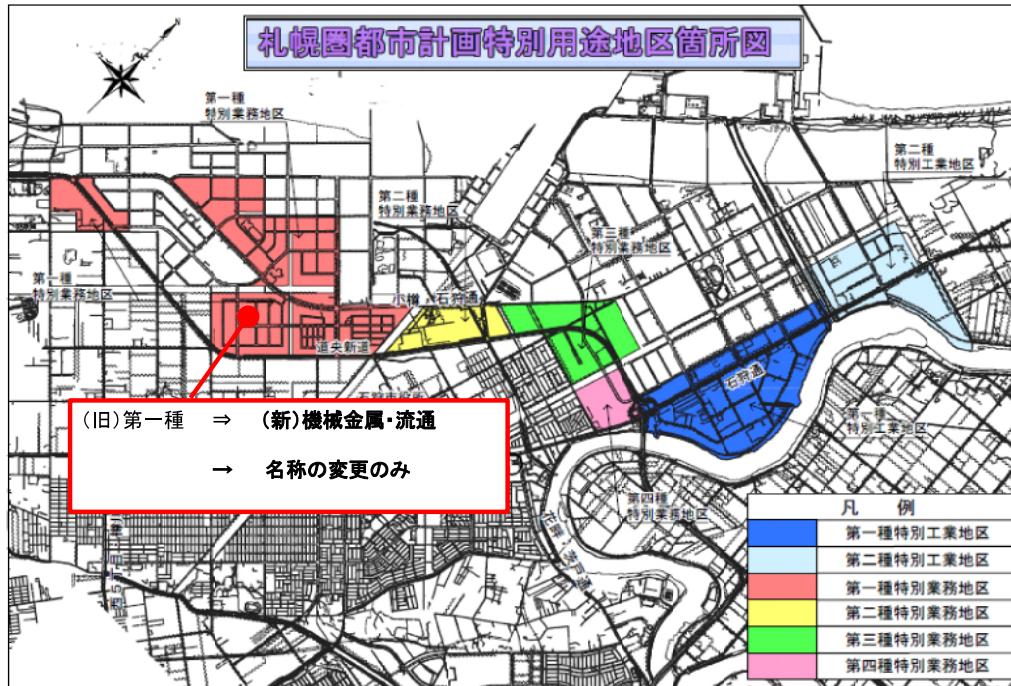


## 都市計画変更案の概要(特別用途地区の変更)



## 変更前（現行）



### 第一種特別業務地区で建築してはならない建築物

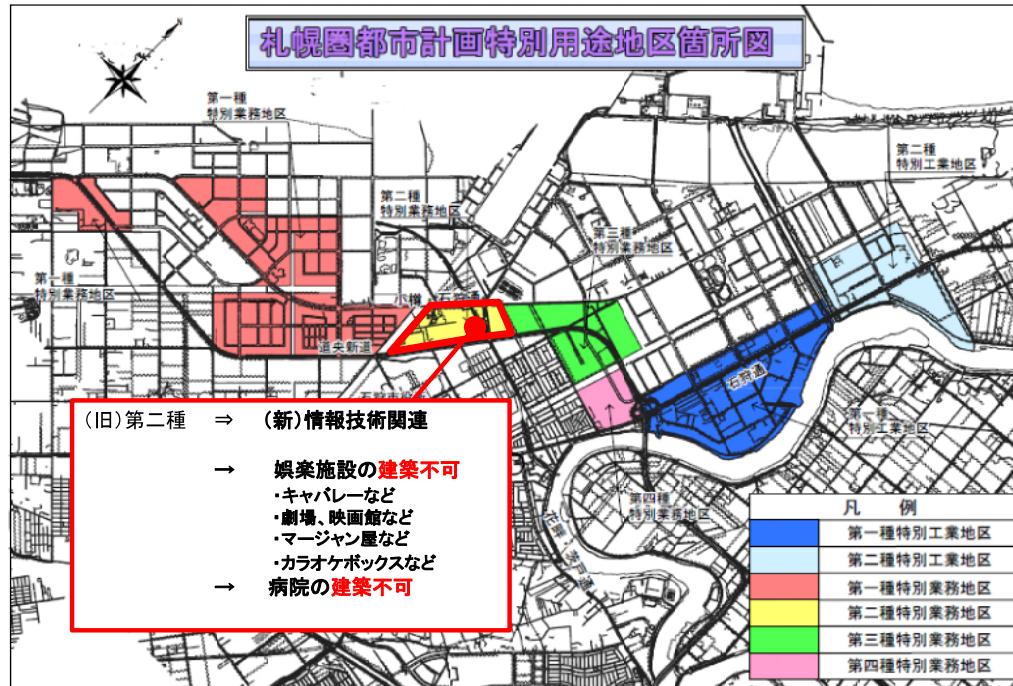
- 住宅（第一種特別業務地区内に立地する建築物の管理のための住宅で、市長が定めるものを除く。）  
 ① ☆ 市長が定めるものは、1の建築物に1戸とし、当該建築物の敷地内又はこれに隣接した敷地内に立地し、延べ面積が120平方メートルを超えないもので、かつ、当該建築物の延べ面積を超えないものとする。  
 共同住宅、寄宿舎又は下宿（第一種特別業務地区内に立地する事業所に勤務する従業員のための寄宿舎で、市長が定めるものを除く。）  
 ② ☆ 市長が定めるものは、当該事業所の敷地内又はこれに隣接した敷地内に立地し、その定員が当該事業所に勤務する従業員（管理人を含む。）の数を超えないものとする。  
 ③ ホテル又は旅館  
 店舗又は飲食店（市長が定めるものを除く。）  
 ④ ☆ 市長が定めるものは、給油所又は延べ面積が500平方メートルを超えない店舗若しくは飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に係るもの及び給油所を除く。）とする。  
 ⑤ キャバレー、料理店その他これらに類するもの  
 ⑥ 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブ  
 ⑦ 学校（幼保連携認定こども園を除く。）  
 ⑧ 病院  
 ⑨ ポーリング場、スケート場若しくは水泳場又は建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設  
 ⑩ マージャン屋、ばらんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する施設  
 ⑪ カラオケボックスその他これらに類するもの（類するものの例：ダンスホール）  
 ⑫ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設  
 ⑬ 図書館、博物館その他これらに類するもの  
 ⑭ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの  
 ⑮ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの  
 ⑯ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの  
 ⑰ 公衆浴場（市長が定めるものを除く。）  
 ⑪ ☆ 市長が定めるものは、公衆浴場法施行条例（昭和24年北海道条例第3号）第2条第1号に規定する普通浴場及び同条第2号に規定する福利厚生浴場とする。  
 次に掲げる事業を営む工場  
 ① 垂硫酸ガスを用いる物品の漂白  
 ② 骨炭その他動物質炭の製造  
 ⑩ ③ 魚粉又は魚粉を原料とする飼料の製造  
 ④ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白  
 ⑤ 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引削又は乾燥研磨  
 ⑥ れん炭又はガラスの製造  
 ⑯ ⑯ 奈

## 変更後（案）

### 機械金属・流通関連特別業務地区で建築してはならない建築物

- 住宅（機械金属・流通関連特別業務地区内に立地する建築物の管理のための住宅で、市長が定めるものを除く。）  
 ① ☆ 市長が定めるものは、1の建築物に1戸とし、当該建築物の敷地内又はこれに隣接した敷地内に立地し、延べ面積が120平方メートルを超えないもので、かつ、当該建築物の延べ面積を超えないものとする。  
 共同住宅、寄宿舎又は下宿（機械金属・流通関連特別業務地区内に立地する事業所に勤務する従業員のための寄宿舎で、市長が定めるものを除く。）  
 ② ☆ 市長が定めるものは、当該事業所の敷地内又はこれに隣接した敷地内に立地し、その定員が当該事業所に勤務する従業員（管理人を含む。）の数を超えないものとする。  
 ③ ホテル又は旅館  
 店舗又は飲食店（市長が定めるものを除く。）  
 ④ ☆ 市長が定めるものは、給油所又は延べ面積が500平方メートルを超えない店舗若しくは飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に係るもの及び給油所を除く。）とする。  
 ⑤ キャバレー、料理店その他これらに類するもの  
 ⑥ 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブ  
 ⑦ 学校（幼保連携認定こども園を除く。）  
 ⑧ 病院  
 ⑨ ポーリング場、スケート場若しくは水泳場又は建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設  
 ⑩ マージャン屋、ばらんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する施設  
 ⑪ カラオケボックスその他これらに類するもの（類するものの例：ダンスホール）  
 ⑫ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設  
 ⑬ 図書館、博物館その他これらに類するもの  
 ⑭ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの  
 ⑮ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの  
 ⑯ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの  
 ⑰ 公衆浴場（市長が定めるものを除く。）  
 ⑪ ☆ 市長が定めるものは、公衆浴場法施行条例（昭和24年北海道条例第3号）第2条第1号に規定する普通浴場及び同条第2号に規定する福利厚生浴場とする。  
 次に掲げる事業を営む工場  
 ① 垂硫酸ガスを用いる物品の漂白  
 ② 骨炭その他動物質炭の製造  
 ⑩ ③ 魚粉又は魚粉を原料とする飼料の製造  
 ④ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白  
 ⑤ 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引削又は乾燥研磨  
 ⑥ れん炭又はガラスの製造  
 ⑯ ⑯ 奈

## 変更前（現行）



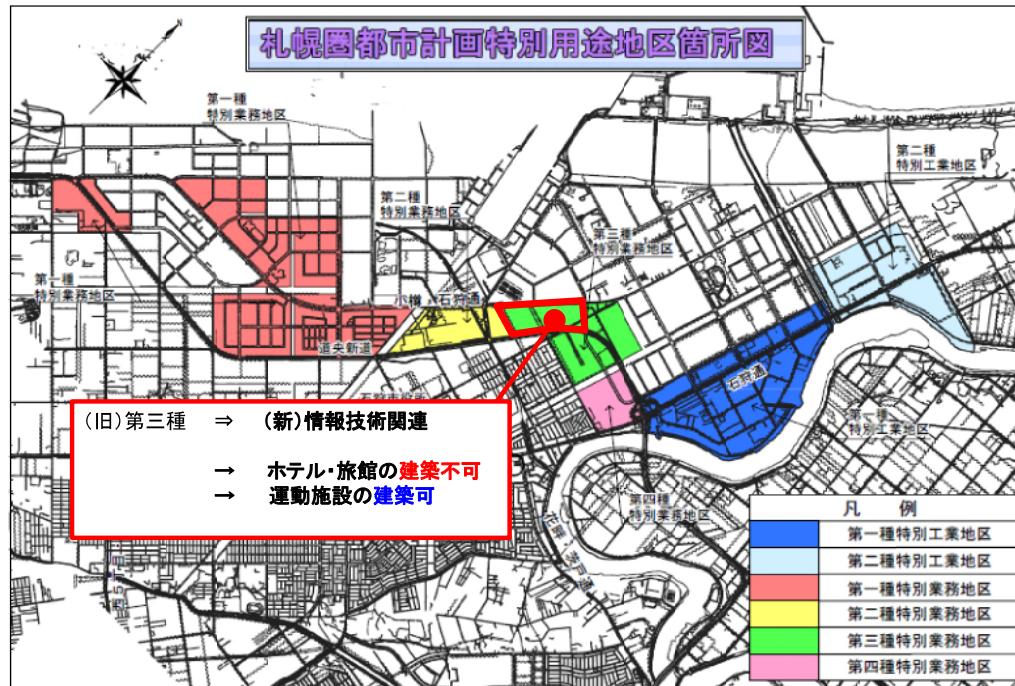
## 第二種特別業務地区で建築してはならない建築物

- 住宅（第二種特別業務地区内に立地する建築物の管理のための住宅で、市長が定めるものを除く。）  
 ① ☆ 市長が定めるものは、1の建築物に1戸とし、当該建築物の敷地内又はこれに隣接した敷地内に立地し、延べ面積が120平方メートルを超えないもので、かつ、当該建築物の延べ面積を超えないものとする。
- 共同住宅、寄宿舎又は下宿（石狩新港地域（平成9年8月28日北海道決定をみた区域をいう）内に立地する事業所に勤務する従業員のための寄宿舎で、市長が定めるものを除く。）  
 ② ☆ 市長が定めるものは、その定員が当該事業所に勤務する従業員（管理人を含む。）の数を超えないものとする。
- ホテル又は旅館（市長が定めるものを除く。）  
 ③ ☆ 市長が定めるものは、宿泊室数が100を超えず、かつ、宿泊定員が宿泊室数の1.5倍を超えないものとする。
- 店舗又は飲食店（市長が定めるものを除く。）  
 ④ ☆ 市長が定めるものは、給油所又は延べ面積が1,500平方メートルを超えない店舗若しくは飲食店（給油所を除く。）とする。
- ⑤ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- ⑥ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- ⑦ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
- ⑧ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの（身体障害者福祉センターを除く。）
- ⑨ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの（身体障害者福祉センターを除く。）
- 次に掲げる事業を営む工場  
 ⑩ 1) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白  
 2) 骨炭その他動物質炭の製造  
 3) 魚粉又は魚粉を原料とする飼料の製造  
 4) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白  
 5) 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引削又は乾燥研磨  
 6) れんが工場又はガラスの製造
- ⑪ 畜舎

## 変更後（案）

### 情報技術関連特別業務地区で建築してはならない建築物

- 住宅（情報技術関連特別業務地区内に立地する建築物の管理のための住宅で、市長が定めるものを除く。）  
 ① ☆ 市長が定めるものは、1の建築物に1戸とし、当該建築物の敷地内又はこれに隣接した敷地内に立地し、延べ面積が120平方メートルを超えないもので、かつ、当該建築物の延べ面積を超えないものとする。
- 共同住宅、寄宿舎又は下宿（情報技術関連特別業務地区内に立地する事業所に勤務する従業員のための寄宿舎で、市長が定めるものを除く。）  
 ② ☆ 市長が定めるものは、当該事業所の敷地内又はこれに隣接した敷地内に立地し、その定員が当該事業所に勤務する従業員（管理人を含む。）の数を超えないものとする。
- ③ ホテル又は旅館
- 店舗又は飲食店（市長が定めるものを除く。）  
 ④ ☆ 市長が定めるものは、給油所又は延べ面積が1,500平方メートルを超えない店舗若しくは飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に係るもの及び給油所を除く。）とする。
- ⑤ キャバレー、料理店その他これらに類するもの
- ⑥ 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブ
- ⑦ 学校（大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校で、商業系又は、工業系のもの及び幼保連携型認定こども園を除く。）
- ⑧ 病院
- ⑨ マージャン屋、ぱらんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する施設
- ⑩ カラオケボックスその他これに類するもの（類するものの例：ダンスホール）
- ⑪ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- ⑫ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- ⑬ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
- ⑭ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- 公衆浴場（市長が定めるものを除く。）  
 ⑮ ☆ 市長が定めるものは、公衆浴場法施行条例（昭和24年北海道条例第3号）第2条第1号に規定する普通浴場及び同条第2号に規定する福利厚生浴場とする。
- 次に掲げる事業を営む工場  
 ⑯ 1) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白  
 2) 骨炭その他動物質炭の製造  
 3) 魚粉又は魚粉を原料とする飼料の製造  
 4) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白  
 5) 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引削又は乾燥研磨  
 6) れんが工場又はガラスの製造
- ⑰ 畜舎

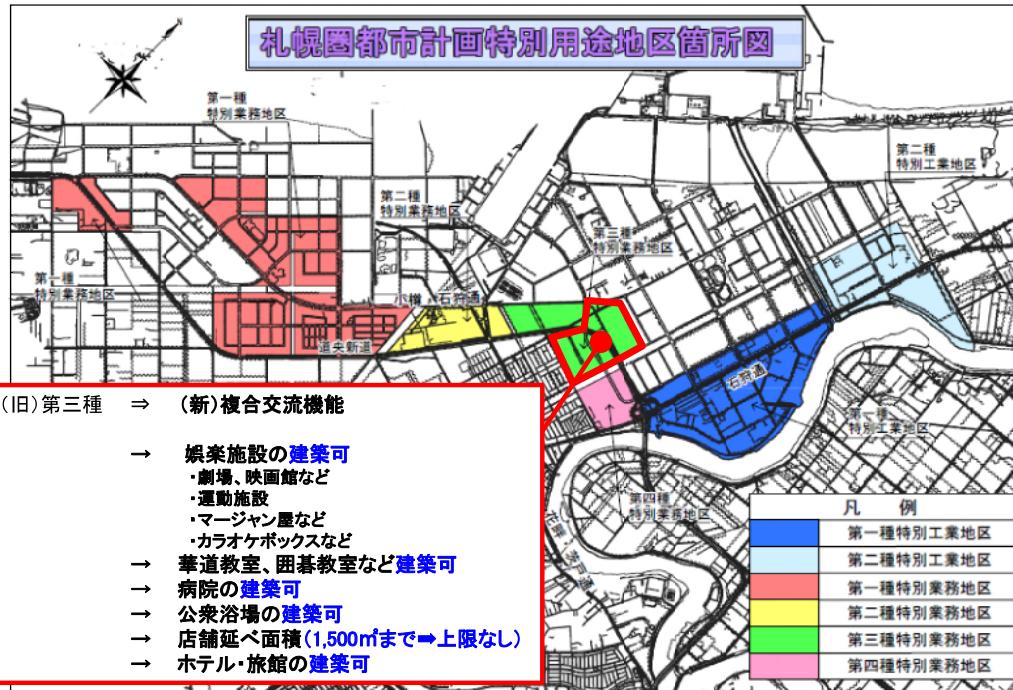


### 第三種特別業務地区で建築してはならない建築物

- 住宅（第三種特別業務地区内に立地する建築物の管理のための住宅で、市長が定めるものを除く。）  
 ① ☆ 市長が定めるものは、1の建築物に1戸とし、当該建築物の敷地内又はこれに隣接した敷地内に立地し、延べ面積が120平方メートルを超えないもので、かつ、当該建築物の延べ面積を超えないものとする。
- 共同住宅、寄宿舎又は下宿（第三種特別業務地区内に立地する事業所に勤務する従業員のための寄宿舎で、市長が定めるものを除く。）  
 ② ☆ 市長が定めるものは、当該事業所の敷地内又はこれに隣接した敷地内に立地し、その定員が当該事業所に勤務する従業員（管理人を含む。）の数を超えないものとする。
- ホテル又は旅館（市長が定めるものを除く。）  
 ③ ☆ 市長が定めるものは、企業のための宿泊研修施設で、宿泊施設の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以下のものとする。
- 店舗又は飲食店（市長が定めるものを除く。）  
 ④ ☆ 市長が定めるものは、給油所又は延べ面積が1,500平方メートルを超えない店舗若しくは飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に係るもの及び給油所を除く。）とする。
- ⑤ キャバレー、料理店その他これらに類するもの
- ⑥ 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブ
- ⑦ 学校（大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校で、商業系又は、工業系のもの及び幼保連携型認定こども園を除く。）
- ⑧ 病院
- ⑨ ポーリング場、スケート場若しくは水泳場又は建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設
- ⑩ マージャン屋、ばらんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する施設
- ⑪ カラオケボックスその他これに類するもの（類するものの例：ダンスホール）
- ⑫ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- ⑬ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- ⑭ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
- ⑮ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- ⑯ 公衆浴場（市長が定めるものを除く。）  
 ⑯ ☆ 市長が定めるものは、公衆浴場法施行条例（昭和24年北海道条例第3号）第2条第1号に規定する普通浴場及び同条第2号に規定する福利厚生浴場とする。
- 次に掲げる事業を営む工場  
 ① 垂硫酸ガスを用いる物品の漂白  
 ② 骨炭その他動物質炭の製造  
 ③ 魚粉又は魚粉を原料とする飼料の製造  
 ④ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白  
 ⑤ 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引削又は乾燥研磨  
 ⑥ れん炭又はガラスの製造
- ⑰ 喀舎

### 情報技術関連特別業務地区で建築してはならない建築物

- 住宅（情報技術関連特別業務地区内に立地する建築物の管理のための住宅で、市長が定めるものを除く。）  
 ① ☆ 市長が定めるものは、1の建築物に1戸とし、当該建築物の敷地内又はこれに隣接した敷地内に立地し、延べ面積が120平方メートルを超えないもので、かつ、当該建築物の延べ面積を超えないものとする。
- 共同住宅、寄宿舎又は下宿（情報技術関連特別業務地区内に立地する事業所に勤務する従業員のための寄宿舎で、市長が定めるものを除く。）  
 ② ☆ 市長が定めるものは、当該事業所の敷地内又はこれに隣接した敷地内に立地し、その定員が当該事業所に勤務する従業員（管理人を含む。）の数を超えないものとする。
- ③ ホテル又は旅館
- 店舗又は飲食店（市長が定めるものを除く。）  
 ④ ☆ 市長が定めるものは、給油所又は延べ面積が1,500平方メートルを超えない店舗若しくは飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に係るもの及び給油所を除く。）とする。
- ⑤ キャバレー、料理店その他これらに類するもの
- ⑥ 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブ
- ⑦ 学校（大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校で、商業系又は、工業系のもの及び幼保連携型認定こども園を除く。）
- ⑧ 病院
- ⑨ マージャン屋、ばらんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する施設
- ⑩ カラオケボックスその他これに類するもの（類するものの例：ダンスホール）
- ⑪ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- ⑫ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- ⑭ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
- ⑮ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- ⑯ 公衆浴場（市長が定めるものを除く。）  
 ⑯ ☆ 市長が定めるものは、公衆浴場法施行条例（昭和24年北海道条例第3号）第2条第1号に規定する普通浴場及び同条第2号に規定する福利厚生浴場とする。
- 次に掲げる事業を営む工場  
 ① 垂硫酸ガスを用いる物品の漂白  
 ② 骨炭その他動物質炭の製造  
 ③ 魚粉又は魚粉を原料とする飼料の製造  
 ④ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白  
 ⑤ 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引削又は乾燥研磨  
 ⑥ れん炭又はガラスの製造
- ⑰ 喀舎



## (旧)第三種 ⇒ (新)複合交流機能

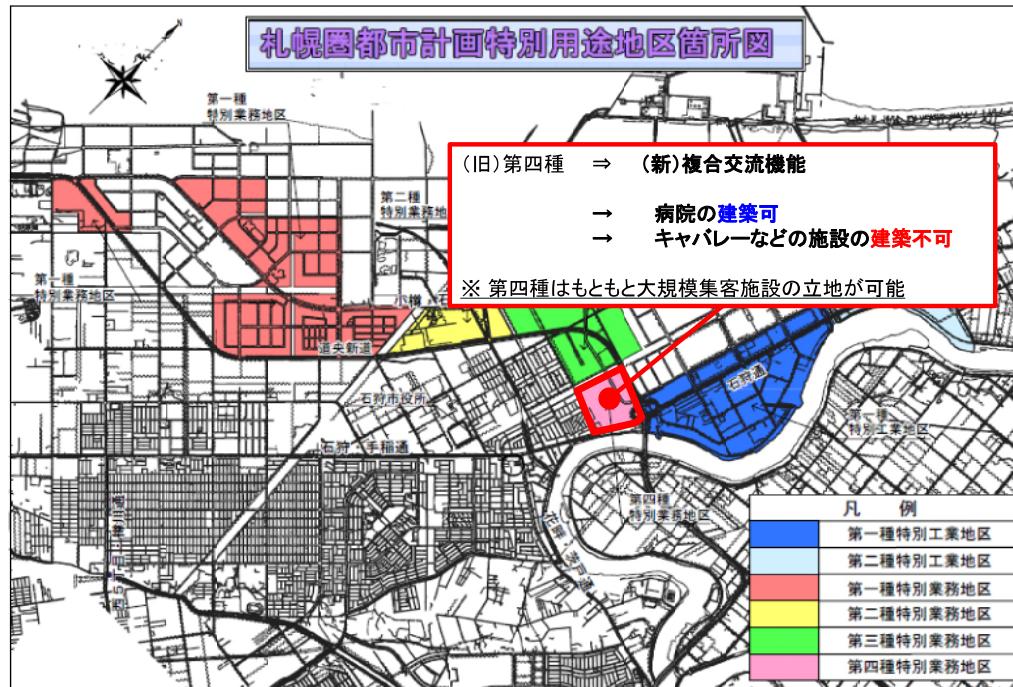
- 娯楽施設の建築可
  - ・劇場、映画館など
  - ・運動施設
  - ・マージャン屋など
  - ・カラオケボックスなど
- 摔道教室、囲碁教室など建築可
- 病院の建築可
- 公衆浴場の建築可
- 店舗延べ面積(1,500m²まで⇒上限なし)
- ホテル・旅館の建築可

## 第三種特別業務地区で建築してはならない建築物

- 住宅（第三種特別業務地区内に立地する建築物の管理のための住宅で、市長が定めるものを除く。）  
 ① ☆ 市長が定めるものは、1の建築物に1戸とし、当該建築物の敷地内又はこれに隣接した敷地内に立地し、延べ面積が120平方メートルを超えないもので、かつ、当該建築物の延べ面積を超えないものとする。
- 共同住宅、寄宿舎又は下宿（第三種特別業務地区内に立地する事業所に勤務する従業員のための寄宿舎で、市長が定めるものを除く。）  
 ② ☆ 市長が定めるものは、当該事業所の敷地内又はこれに隣接した敷地内に立地し、その定員が当該事業所に勤務する従業員（管理人を含む。）の数を超えないものとする。
- ホテル又は旅館（宿泊施設を持つ修習施設で、市長が定めるものを除く。）  
 ③ ☆ 市長が定めるものは、企業のための宿泊研修施設で、宿泊施設の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以下のものとする。
- 店舗又は飲食店（市長が定めるものを除く。）  
 ④ 立て市長が定めるものは、給油所又は延べ面積が1,500平方メートルを超えない店舗若しくは飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に係るもの及び給油所を除く。）とする。
- ⑤ キャバレー、料理店その他これらに類するもの
- ⑥ 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブ
- ⑦ 学校（大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校で、商業系又は、工業系のもの及び幼保連携型認定こども園を除く。）
- ⑧ 遊園
- ⑨ ポーリング場、スケート場若しくは水泳場又は建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設
- ⑩ マージャン屋、ばらこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する施設
- ⑪ カラオケボックスその他これに類するもの（類するものの例：ダンスホール）
- ⑫ 学習塾、塾教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- ⑬ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- ⑭ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
- ⑮ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- ⑯ 公衆浴場（市長が定めるものを除く。）  
 ☆ 市長が定めるものは、公衆浴場法施行条例（昭和24年北海道条例第3号）第2条第1号に規定する普通浴場及び同条第2号に規定する福利厚生浴場とする。
- 次に掲げる事業を営む工場  
 ① 垂硫酸ガスを用いる物品の漂白  
 ② 骨炭その他動物質炭の製造  
 ③ 魚粉又は魚粉を原料とする飼料の製造  
 ④ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白  
 ⑤ 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引削又は乾燥研磨  
 ⑥ れん炭又はガラスの製造
- ⑯ 営舍

## 複合交流機能特別業務地区で建築してはならない建築物

- 住宅（複合交流機能特別業務地区内に立地する建築物の管理のための住宅で、市長が定めるものを除く。）  
 ① ☆ 市長が定めるものは、1の建築物に1戸とし、当該建築物の敷地内又はこれに隣接した敷地内に立地し、延べ面積が120平方メートルを超えないもので、かつ、当該建築物の延べ面積を超えないものとする。
- 共同住宅、寄宿舎又は下宿（複合交流機能特別業務地区内に立地する建築物における事業に係る従業員のための寄宿舎で、市長が定めるものを除く。）  
 ② ☆ 市長が定めるものは、当該事業所の敷地内又はこれに隣接した敷地内に立地し、その定員が当該事業所に勤務する従業員（管理人を含む。）の数を超えないものとする。
- ③ キャバレー、料理店その他これらに類するもの
- ④ 学校（幼保連携型認定こども園を除く。）
- ⑤ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- ⑥ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
- ⑦ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- 次に掲げる事業を営む工場  
 ① 垂硫酸ガスを用いる物品の漂白  
 ② 骨炭その他動物質炭の製造  
 ③ 魚粉又は魚粉を原料とする飼料の製造  
 ④ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白  
 ⑤ 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引削又は乾燥研磨  
 ⑥ れん炭又はガラスの製造
- ⑯ 営舍



#### 第四種特別業務地区で建築してはならない建築物

- 住宅（第四種特別業務地区内に立地する建築物の管理のための住宅で、市長が定めるものを除く。）
- ① ☆ 市長が定めるものは、1の建築物に1戸とし、当該建築物の敷地内又はこれに隣接した敷地内に立地し、延べ面積が120平方メートルを超えないもので、かつ、当該建築物の延べ面積を超えないものとする。
  - ② ☆ 市長が定めるものは、当該事業所の敷地内又はこれに隣接した敷地内に立地し、その定員が当該事業所に勤務する従業員（管理人を含む。）の数を超えないものとする。
  - ③ 学校（幼保連携型認定こども園を除く。）
  - ④ 病院
  - ⑤ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
  - ⑥ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
  - ⑦ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- 次に掲げる事業を営む工場
- ① 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
  - ② 骨炭その他動物質炭の製造
  - ③ 魚粉又は魚粉を原料とする飼料の製造
  - ④ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白
  - ⑤ 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引削又は乾燥研磨
  - ⑥ れん皮又はガラスの製造
- ⑨ 畜舎

#### 複合交流機能特別業務地区で建築してはならない建築物

- 住宅（複合交流機能特別業務地区内に立地する建築物の管理のための住宅で、市長が定めるものを除く。）
- ① ☆ 市長が定めるものは、1の建築物に1戸とし、当該建築物の敷地内又はこれに隣接した敷地内に立地し、延べ面積が120平方メートルを超えないもので、かつ、当該建築物の延べ面積を超えないものとする。
  - ② ☆ 市長が定めるものは、当該事業所の敷地内又はこれに隣接した敷地内に立地し、その定員が当該事業所に勤務する従業員（管理人を含む。）の数を超えないものとする。
  - ③ キャバレー、料理店その他これらに類するもの
  - ④ 学校（幼保連携型認定こども園を除く。）
  - ⑤ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
  - ⑥ 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
  - ⑦ 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- 次に掲げる事業を営む工場
- ① 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
  - ② 骨炭その他動物質炭の製造
  - ③ 魚粉又は魚粉を原料とする飼料の製造
  - ④ 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白
  - ⑤ 骨、角、牙、ひづめ又は貝殻の引削又は乾燥研磨
  - ⑥ れん皮又はガラスの製造
- ⑨ 畜舎

## 札幌圏都市計画特別用途地区（石狩市）の変更案における各計画の位置付けについて

札幌圏都市計画特別用途地区（石狩市）の変更案は、北海道が策定する「石狩湾新港地域土地利用計画」を始め、『石狩市都市計画マスタープラン』及び『石狩市立地適正化計画』等の本市のまちづくりに関する計画に基づいて作成しています。

### 石狩市都市計画マスタープラン

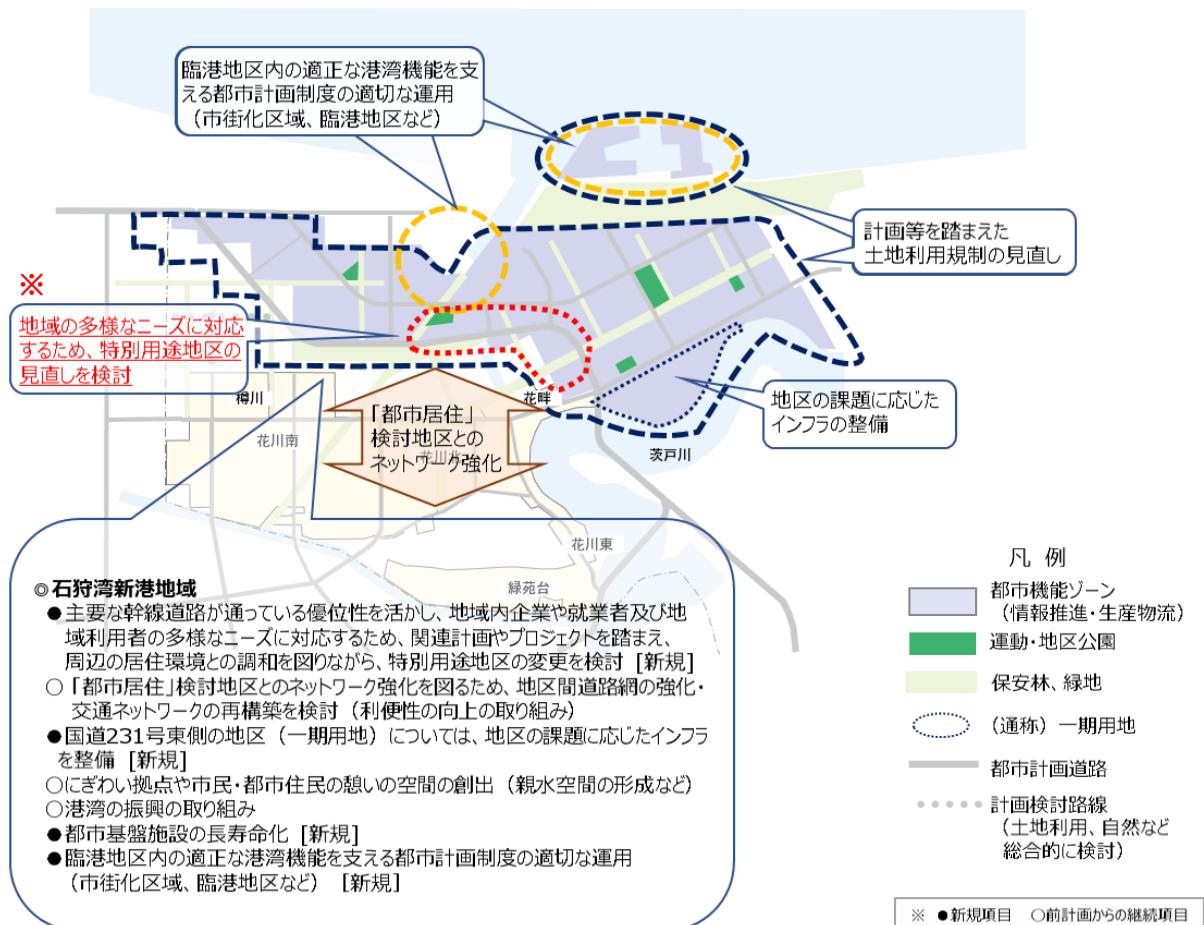
都市計画マスタープランとは…

石狩市の都市計画に関する基本的な方針となるものです。石狩市が定める都市計画は、この都市計画マスタープランに即したものでなければなりません。

石狩市都市整備骨格方針 P11 より抜粋

### 土地利用の方針 【都市機能ゾーン（「情報推進・生産物流」検討地区）拡大図】

『北海道のエネルギー供給と札幌圏の生産物流機能の一翼を担うゾーン』



特別用途地区的変更を予定しております石狩湾新港地域については、「地域の多様なニーズに対応するため、特別用途地区的見直しを検討する」としております。

## 石狩市立地適正化計画

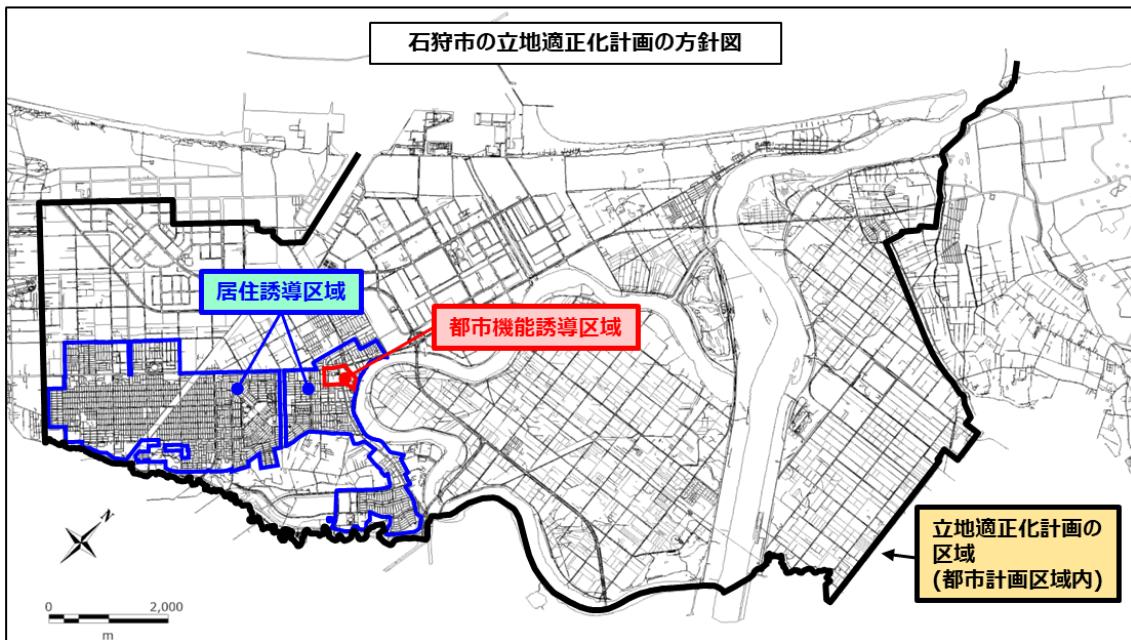
立地適正化計画とは…

居住機能や医療・福祉・商業・公共交通等の都市機能を誘導することにより、都市全体を見渡したうえで、コンパクトなまちづくりに向けた取り組みを推進しようとする計画です。石狩市では下記のとおり区域を設定しています。

### 立地適正化計画の区域の設定

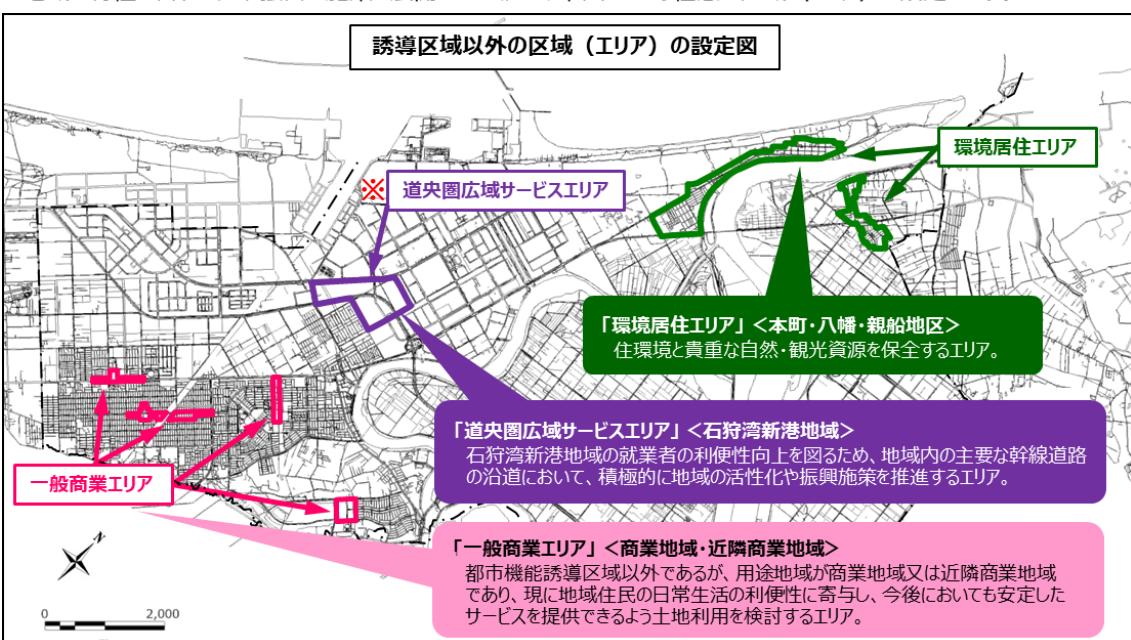
石狩市都市整備骨格方針 P22、24 より抜粋

立地適正化計画の区域は都市計画区域内とし、下図のとおり2種類の誘導区域を設定します。



### 立地適正化計画の誘導区域以外の区域（エリア）の設定

都市計画区域内において、都市再生特別措置法に基づく都市機能誘導区域、居住誘導区域を設定するほか、地域の特性に合わせた市独自の施策を展開していくため、下図のとおり任意の区域（エリア）を設定します。



都市計画変更を予定しております石狩湾新港地域については、地域の特性に合わせた石狩市独自の施策を展開していくことを目的として「道央圏広域サービスエリア」に設定しており、石狩湾新港地域の就業者の利便性向上を図るため、積極的に地域の活性化や振興施策を推進するほか、道央圏の方々にも広くサービスを提供するエリアとしております。